

## 当面のガバナンス基本方針

「金融庁の改革について」（平成30年7月4日公表）に示された金融庁のガバナンス改革の基本的な考え方にに基づき、今後、具体的なガバナンス面での取り組みを以下のとおり進めていく。

なお、以下に掲げた各種の取り組みが、年を経るごとに形骸化や自己目的化しないよう不断の見直しを行う。

### 1. 金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画

金融行政が、金融をとりまく環境変化に遅れることなく適切に対応していくため、以下に取り組む。

#### (1) 政策評価有識者会議の活用

- 金融・資本市場や金融行政に通暁した有識者から構成される政策評価有識者会議において、政策評価法<sup>1</sup>に基づく政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政のあり方や、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に行い、会議での議論を金融行政に反映していく。

#### (2) 個別の政策課題における各種有識者会議の活用

- 地域金融、検査・監督のあり方、コーポレートガバナンス、企業会計等の、個別の主要政策課題については、それぞれの有識者会議を継続して活用し、外部からの意見を個々の施策に反映させていく。

### 2. 行政運営の質を高めるための外部の目線の導入

外部の第三者による監視を通じ、行政運営の質の劣化を防ぐため、以下に取り組む。その際、当庁に対し、監督される立場の金融機関等が率直かつ不安なく批判や要望を述べるような環境整備に継続的に取り組む。

#### (1) 金融行政モニター制度等の活用

- 中立的な第三者である外部専門家からなる「金融行政モニター受付窓口」を通じて、金融行政に関する意見等を受け付け、寄せられた建設的な意

<sup>1</sup> 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）

見等を金融行政に反映させていく。

- ・ その他、利用者相談室、公益通報窓口、各種サポートデスク等を通じて得られた建設的な意見等についても、金融行政に反映させていく。

## (2) 専門家による外部評価の実施

- ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家が、金融機関及び金融庁の職員等へのヒアリングを通じて金融行政の評価を行い、その結果を、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。

## (3) 検査・監督の個別の対応の外部検証

- ・ 検査・監督の主な個別の対応について、品質管理及び将来に向けた改善につなげる観点から、外部の専門家の視点を入れた検証を毎年実施する。

## 3. 建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信

以上のように、外部からの意見や批判が入る前提として、金融行政の考え方が広く分かりやすく公開されていることが必要である。金融行政の考え方や各種課題に関する分析等を、ネガティブな情報を含め幅広く、かつ積極的に公表し、行政のアカウンタビリティを高めていく観点から以下に取り組む。

- ・ 金融行政の目指す方向性を明確化する「金融行政方針」及びその進捗等を評価する「金融レポート」を毎年公表する。
- ・ 金融機関等に対する検査・監督に関する基本的な考え方と今後の方針を明確化した「検査・監督基本方針」を公表済。健全性政策、コンプライアンス等の個別分野の「考え方と進め方」、その時々的重要な課題に関するモニタリング結果、検査・監督の着眼点等についても、金融行政の透明性を高めるため積極的に公表する。
- ・ 個別の政策課題に対する金融庁としての考え方をタイムリーに明らかにすべく、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点や、幹部による講演・スピーチ等について公表しているが、これを継続する。

(以上)